

組織規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会（以下「この法人」という。）の経営および業務遂行の組織機構ならびに業務分掌と職務権限に関する基本事項を明確に定め、業務の効率的かつ組織的、有機的な運営・遂行を図ることを目的とする。

第2章 組織機構

(組織機構)

第2条 組織機構は、別表1「組織図」のとおりとする。

(組織単位)

第3条 組織機構の単位は、事務局とする。ただし、必要によりその他の組織単位を置くことができる。

(委員会など)

第4条 この法人の業務を円滑に遂行するため必要あるときには、委員会などの臨時的組織体（以下「委員会など」という。）を設置することができるものとする。その目的、責任者、組織、形態および運営方法などについてはそのつど定める。

(理事会)

第5条 この法人の業務執行に関する基本方針および重要な業務執行を決定するため、理事会を設置する。理事会に関する事項は、「理事会規程」による。

(会長)

第6条 会長は、理事会の決定に基づきこの法人業務を統轄し、業務執行の最高責任者としてこの法人業務を執行する。

(代表理事)

第7条 代表理事は、会長を常時補佐し、理事会の決定に基づき、会長から委嘱されたこの法人業務を統轄、執行する。

(副理事長、理事)

第8条 副理事長ならびに理事は、理事会の決定に基づき、会長から委嘱されたこの法人業務を執行する。

(監査役)

第9条 監査役は、会長のこの法人業務の執行を監査する

第3章 業務分掌

(業務分掌)

第10条 業務分掌については、別表2「業務分掌表」のとおりとする。

第4章 職位と職務

(職位)

第11条 職位とは、管理組織上の地位をいい、この法人の指揮命令系統の明確化のために定める。

(事務局長)

第12条 事務局長は、会長または代表理事の命に従い所管業務を遂行する。

(事務局員)

第13条 事務局員は、会長および代表理事または事務局長の命に従い所管業務を遂行する。

第5章 職務権限

(職務権限)

第14条 職務権限については、「理事の職務権限規程」のとおりとする。

(改 廃)

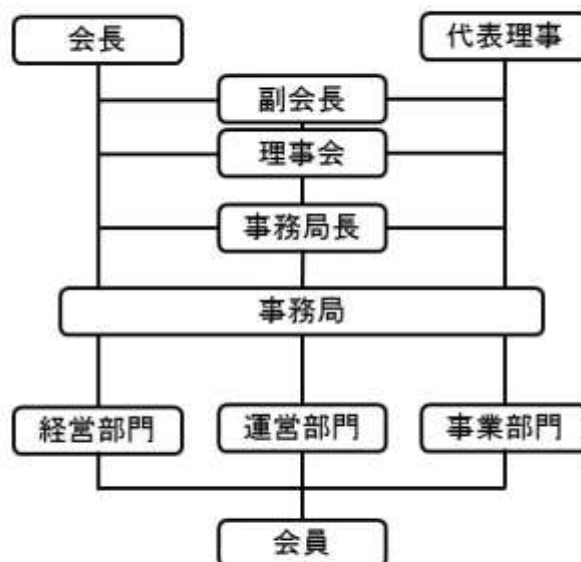
第15条 この規程の改廃は、理事が起案し、理事会の決議により決定する。

付 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。(令和2年7月22日理事会議決)

別表 1：組織図

特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会 組織図



会長：組織全体の代表権を行使する
経営部門：組織全体の経営管理業務
運営部門：安芸高田市多文化共生センターきり運営管理業務
事業部門：組織がかかわる事業企画運営管理業務

別表 2：業務の分掌

| 部 | 分掌事務 |
|-----|--|
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ① 理事会及び総会運営 ② 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 ③ 人事及び労務 ④ コンプライアンス及びリスク管理関係(コンプライアンス委員会の運営を含む) ⑤ 内部通報窓口 ⑥ 規程類の制定及び改廃 ⑦ 購買その他の内部システム関係 ⑧ 経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理 ⑨ 広報、プロモーション及び事業報告 ⑩ 事業の実施 ⑪ 継続的進捗管理並びに成果評価の点検及び検証 ⑫ システム構築及び運用 ⑬ その他上記に関連する事項 |